

南新浜小PTA会則の改正について

本会の円滑な運営を行うとともに、役員の仕事遂行と現状に基づき、変更を行います。

主な内容は以下の変更に伴う修正になります。

- ・副会長による業務兼任の為、本部から「広報」を廃止
- ・連絡網廃止と選考形式の変更による役員選考委員会の廃止
- ・すずがも祭運営に携わる専門委員を統一し簡素化する為、専門委員会から「すずがもサポート委員」を廃止
- ・資源回収収入がなくなった為、特別会計を廃止

● 第2章

役員の仕事から広報を廃止したため、広報に関する記載を削除しました。

(削除した以降の項目番号は以降繰り上げ)

● 第3章

役員選考委員会、すずがもサポート委員会を廃止したため、役員選考委員会、すずがもサポート委員会に関する記載を削除しました。

(削除した以降の項目番号は以降繰り上げ)

● 第4章 第19条

[変更前]

本会の会費は1世帯につき1か月300円とし、原則として年1回、1年分を徴収する。ただし特別の事情のある会員については、理事会の承認によって会費を一部返金する。

[変更後]

本会の会費は1世帯につき1か月300円とし、原則として年1回、1年分を徴収する。転入、転出については、月割計算で処理を行うものとする。

● 会計細則 第2条

[変更前]

本会の会計は、一般会計、周年積立金会計、すずがも祭会計とする。資源回収による収入金は特別会計に、それ以外の収入は一般会計に計上し、周年記念事業の準備金を周年積立金会計とする。

[変更後]

本会の会計は、一般会計、周年積立金会計、すずがも祭会計とする。周年記念事業の準備金を周年積立金会計とする。

● 会計細則 第4条

[変更前]

会費以外の収入金は会長を通じてPTA会計に渡す。PTA会計は受領と同時に現金出納帳に記載し雑収入として処理する。

[変更後]

会費以外の収入金は会長を通じてPTA会計に渡す。PTA会計は受領と同時に現金出納帳に記録し雑収入として処理する。

● 表彰規定 第21条

[変更前]

(1) 卒業年度をもって通算2年以上の役員経験をした会員。

[変更後]

(1) 通算2年以上の役員経験をした会員。